

官報号外

平成二十五年十一月十五日

○国會參議院會議錄第七號

平成二十五年十一月十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十五年十一月十五日

午前十時開議

第一 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散

に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特別会計に関する法律等の一部を改正す

る等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 自衛隊法の一部を改正する法律案(第百

八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆

議院送付)

第四 国家公務員の配偶者同行休業に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方公務員法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第六 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再

生可能エネルギー電気の発電の促進に関する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

結果を御報告申し上げます。

賛成

一百九十八

本法律案は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、同機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、機構を解散し原子力規

制委員会と統合することの意義及び効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本共産党的市田理事より反対する

意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とする件

題といいたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長佐藤信秋君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○塚田一郎君登壇、拍手

○塚田一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るために、特別会計及びその勘定の廃止、統合等の措置を講ずるとともに、旧臨時軍事費特別会計の決算等の整理についての経過措置を廃止する等のほか、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、特別会計改革の今後の方向性、特別会計の統廃合による政策効果、外國為替資金特別会計を見直すことの意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

反対 よつて、本案は可決されました。(拍手) 一一十九

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。

二百二十七
百九十五

投票総数

三百二十一

反対

賛成

一百二十七

投票総数

三百二十一

反対

賛成

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔末松信介君登壇、拍手〕

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたします。
本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えること、並びに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるようになります。

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔山本香苗君登壇、拍手〕

○山本香苗君ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案は、平成二十五年八月八日の人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案は、一般職の地方公務員について、国家公務員と同様、配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、配偶者同行休業制度創設の意義、制度の民間への普及に向けた取組、休業承認の判断基準、配偶者の国内転勤への対応、仕事と家庭の両立支援施策の充実等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山本香苗君。

○議長（山崎正昭君）これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたしました。

本法律案に対しまして四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

官 報 (号外)

長浜 博行君	川田 龍平君	財政金融委員
寺田 典城君	中山 恭子君	辞任
前川 清成君	北澤 俊美君	補欠
柳田 稔君	前田 武志君	文教科学委員
水野 賢一君	小野 次郎君	辞任
江口 克彦君	松沢 成文君	風間 直樹君
片山虎之助君		斎藤 嘉隆君
國務大臣		
財務大臣	麻生 太郎君	厚生労働委員
総務大臣	新藤 義孝君	辞任
農林水産大臣	林 芳正君	辰巳孝太郎君
環境大臣	石原 伸晃君	小池 晃君
防衛大臣	小野寺五典君	辰巳孝太郎君
内閣委員		懲罰委員
辞任		辞任
大野 元裕君	北澤 俊美君	山口那津男君
総務委員		魚住裕一郎君
辞任		相原久美子君
江田 五月君	難波 奨二君	牧山ひろえ君
法務委員		同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
辞任		首都直下地震対策特別措置法案(災害対策特別委員長提出)(衆第七号)
外交防衛委員		同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
辞任		同日議長における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一 部を改正する法律案(衆第一号)
藤田 幸久君	那谷屋正義君	同日議長は、衆議院提出案を委員会に付託した。
川田 龍平君	中山 恭子君	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号)
寺田 典城君	北澤 俊美君	災害対策特別委員会に付託
前川 清成君	前田 武志君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
柳田 稔君	小野 次郎君	特別会計に関する法律等の一部を改正する等の特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第一三号)
水野 賢一君	松沢 成文君	財政金融委員会に付託
江口 克彦君		薬事法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第七三号)
片山虎之助君		再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(第百八十三回国会閣法第七四号)
國務大臣		厚生労働委員会に付託
財務大臣	麻生 太郎君	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
総務大臣	新藤 義孝君	生活保護法の一部を改正する法律案
農林水産大臣	林 芳正君	電気事業法の一部を改正する法律案
環境大臣	石原 伸晃君	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案
防衛大臣	小野寺五典君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
内閣委員		道路交通法に基づく点数制度に関する質問主意書(葉師寺みちよ君提出)(第五九号)
辞任		同日次の質問主意書を内閣に転送した。
大野 元裕君	北澤 俊美君	二〇一二年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第四八号)
総務委員		再審情願を行つてゐる者への在留特別許可に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第四九号)
辞任		子どもの連れ去り・引き離し問題に関する再質問主意書(浜田和幸君提出)(第五〇号)
外交防衛委員		出版物販売における海外事業者への課税に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第五一号)
辞任		地方衛生研究所の地方独立行政法人化に関する質問主意書(江崎孝君提出)(第五二号)
北澤 俊美君		法律案(山本太郎君提出)(第五三号)
藤田 幸久君		獎学金に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第五四号)
那谷屋正義君		同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた旨衆議院に通知した。
川田 龍平君		電気事業法の一部を改正する法律
寺田 典城君		海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法
前川 清成君		昨十四日議長において、とのとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
柳田 稔君		内閣委員
水野 賢一君		同日議長において、とのとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
江口 克彦君		内閣委員
片山虎之助君		内閣委員
國務大臣		内閣委員
財務大臣	麻生 太郎君	内閣委員
総務大臣	新藤 義孝君	内閣委員
農林水産大臣	林 芳正君	内閣委員
環境大臣	石原 伸晃君	内閣委員
防衛大臣	小野寺五典君	内閣委員
内閣委員		内閣委員
辞任		内閣委員
大野 元裕君	北澤 俊美君	内閣委員
総務委員		内閣委員
辞任		内閣委員
江田 五月君	難波 奨二君	内閣委員
法務委員		内閣委員
辞任		内閣委員
大野 元裕君	難波 奨二君	内閣委員
外交防衛委員		内閣委員
辞任		内閣委員
北澤 俊美君	江田 五月君	内閣委員
藤田 幸久君	那谷屋正義君	内閣委員
那谷屋正義君		内閣委員

財政金融委員	法律案(閣法第一三号)審査報告書	特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第一三号)審査報告書
辞任	補欠	自衛隊法の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第六三号)審査報告書
斎藤 嘉隆君	足立 信也君	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第一〇号)審査報告書
山口 和之君	藤田 幸久君	地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書
薬師寺みよ君	江崎 孝君	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(閣法第八号)審査報告書
文教科学委員	斎藤 嘉隆君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
辞任	厚生労働委員	特定秘密の保護に関する法律案と拉致問題についての質問主意書(有田芳生君提出)(第六〇号)
石橋 通宏君	藤田 幸久君	本日委員長から次の報告書が提出された。
風間 直樹君	江崎 孝君	国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(衆第六号)審査報告書
斎藤 嘉隆君	那谷屋正義君	本法施行のため、別に費用を要しない。
那谷屋正義君	江崎 孝君	一、費用
厚生労働委員	足立 信也君	本法施行のため、別紙の附帯決議を行つた。
辞任	相原久美子君	二、附帯決議
薬師寺みちよ君	山口 和之君	五、機構職員が有する原子力安全規制行政に係る知見や技術を、原子力規制庁の若手職員等に引き継ぐための体制を構築するとともに、原子力安全規制行政の将来を見据えた人材の育成に努めること。
経済産業委員	江田 五月君	六、原子力規制委員会の有する科学的知見や専門的技術の一層の向上に努めることにより、事業者の監視・監督機能の一層の適正化を図ること。
辞任	中野 正志君	七、原子力規制委員会が発足してから一年以上が経過しているにもかかわらず、同委員会設置法に規定されている原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会が未だに設置されていない現状に鑑み、早期に設置すること。
国際化強化のための防災・減災対策基本法案(中川正春君外四名提出)(衆第九号)	アントニオ猪木君	八、原子力規制委員会の研究調査機能の強化に努めるとともに、関連する大学や研究調査機関等との連携を深め、原子力安全規制のための技術の向上に努めること。
同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(閣法第一六号)	九、海外の最新の知見や技術を取り入れるため、機関との意見交換及び情報共有を一層推進すること。また、これまで機構が行つてきた海外の
国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(衆第六号)	環境委員長 佐藤 信秋	十分配慮すること。
同日委員長から次の報告書が提出された。	参議院議長 山崎 正昭殿	討に当たつては、当該職員の高い知見や技術力を適正に勘案しつつ、国家公務員である原子力規制委員会職員になつたことにより収入等に大きく影響が及ぼないような給与体系となるよう十分配慮すること。
独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(閣法第一六号)審査報告書		

技術支援機関等との協力等を、原子力規制委員会が引き続き行えるよう体制整備を図ること。
十、原子力に係る高い知見や技術を有する民間の人材を積極的に採用するなど、原子力規制委員会の一層の体制強化に努めること。

十一、原子力規制行政的確な実施のためには、原子力利用における安全の確保に資する研究を不斷に実施し、科学的知見を蓄積していくことが不可欠であることから、原子力規制委員会設置法附則第六条第五項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構その他の関係団体の組織及び業務の在り方について早期に検討を行い、必要な措置を講ずること。

十二、東京電力福島第一原子力発電所事故の廃炉作業において、汚染水問題や、使用済燃料プールからの燃料取り出しなど課題が山積している状況を踏まえ、今回の改正により原子力規制委員会の規制機関としての専門性を高めることにより、廃炉・汚染水問題に係る安全確保の監視に万全を尽くすこと。

右決議する。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成二十五年十一月八日

衆議院議長 伊吹 文明
平成二十五年十一月八日

参議院議長 山崎 正昭殿

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散並びにその資産及び債務の承継

第一条 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、政令で定めるところにより、一般会計、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定又は東日本大震災復興特別会計に帰属するものとする。

（独立行政法人通則法の特例）

第二条 機構の解散の日の前日を含む事業年度（同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。附則第十五条を除き、以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかるわらず、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

2 機構の平成二十四年四月一日に始まる中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）は、

（同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。附則第十五条を除き、以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかるわらず、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

3 機構の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績及び同日を含む中期目標の期間における業務の実績については、次の各号に掲げるものとし、当該評価に係る通則法第三十二

号の規定に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣又は委員会が、従前の例により行うものとする。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成二十五年十一月八日

衆議院議長 伊吹 文明
平成二十五年十一月八日

参議院議長 山崎 正昭殿

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告については、それぞれ当該大臣又は委員会に対してなされるものとする。この場合において、

通則法第三十二条第一項、同条第三項から第五項まで（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）及び通則法第三十四条第一項中「評議委員会」とあるのは、「旧独立行政法人原子力安全基盤機構評議委員会」とする。

一、機構の業務のうち次号に掲げるもの以外のもの 原子力規制委員会

二、附則第二条の規定による廃止前の独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号。以下「旧法」という。）第十三条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務 内閣総理大臣及び原子力規制委員会

三、附則第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

四、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、前項各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣又は委員会が、従前の例により行うものとする。

五、機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る中期目標の期間をいう。以下同じ。）は、

（同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。）は、独立行政法人通則法第三十八条及び第三十九条の規定により

財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、原子力規制委員会が従前の例により行うものとする。この場合において、通則法第三十八条第三項中「評議委員会」とあるのは、「旧独立行政法人原子力安全基盤

6 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十一条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条 原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、

原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」という。）を採用しようとする場合には、機構を通じ、その職員に対し、採用しようとする原子

力規制委員会職員の職務の内容その他採用に必要な事項を提示して、原子力規制委員会職員の募集を行うものとする。

六 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

第三条 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（解散の登記）

第三条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、機構の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）

第一条 この法律は、公布

前項において原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関について「職員」とは、
二条に規定する一般職に属する職員(短時間勤務の官職(同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職をいう。)以外の常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。)をいう。

3 機構は、第一項の規定により原子力規制委員会職員の募集が行われたときは、原子力規制委員会職員となることに関する機構の職員の意思を表示した者の氏名及びその者の職務の経験等の他必要な事項として原子力規制委員会規則で定めるものを記載した書類を作成して、委員長に提出するものとする。

4 委員長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、当該書類その他の情報に基づく選考により、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において機構の職員である者のうちから、施行日において、原子力規制委員会職員を採用するものとする。

5 委員長は、第一項の規定により原子力規制委員会職員の募集を行い、及び前項の規定に基づいて原子力規制委員会職員を採用するに当たつては、附則第十三条の規定による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)及び旧法その他の関係法令に基づき機構において行われていた業務が、機構の職員の有する原子力の安全の確保に関する知識及び経験を一体的に用い

ることによって行われていたことを踏まえ、当該業務が適確に原子力規制委員会に引き継がれるとともに当該知識及び経験が原子力規制委員会の所掌事務の遂行に生かされることの重要性に鑑み、機構の職員である者ができる限り一体として原子力規制委員会職員とするよう努めるものとする。

第四条 委員長が前条第四項の規定に基づいて原子力規制委員会職員を採用しようとする場合における国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項中「第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により」とあるのは「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第号。次条において「原子力安全基盤機構解散法」という。）第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構を同法の施行の日の前日に退職した者であつて年齢六十年以上のもの（次条において「年齢六十年以上の機構退職者」という。）を、同法附則第三条第三項の規定により提出さ

れた書類その他の情報に基づく選考により」と、同法第八十一条の五第一項中「定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、從前の勤務実績等に基づく選考により」とあるのは「年齢六十年以上の機構退職者を、原子力安全基盤機構解散法附則第三条第三項の規定により提出された書類その他の情報に基づく選考により」と、同条第三項中「定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等」とあるのは「年齢六十年以上上の機構退職者」とする。

(原子力規制委員会職員となつた者に関する経過措置)

第五条 附則第三条第四項の規定に基づいて採用された原子力規制委員会職員(以下「原子力規制委員会職員となつた者」という。)であつて、同条第五項の規定の趣旨及び機構において受けた給料月額等を考慮して人事院規則で定める者については、人事院規則で定めるところにより、人事院規則で定める期間、特別の手当を支給するものとする。

2 前項の特別の手当の支給を受ける職員に対する国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第三章の規定の適用については、同法第九条第一項中「を含み」とあるのは及び独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律(平成二十五年法律第第一号)。以下「原子力安全基盤機構解散法」という。)附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給月額に相当するものを含み」と、「同条の規定による俸給」とあるのは「平成十七

年改正法附則第十一條の規定による俸給及び原子力安全基盤機構解散法附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給月額に相当するものと、同条第二項第一号中「俸給の特別調整額」であるのは「俸給の特別調整額(原子力安全基盤機構解散法附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給の特別調整額に相当するものを含む。以下同じ。)」とする。

第六条 原子力規制委員会職員となつた者(施行日の前日において国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員に相当する機構の職員であつた者に限る。)の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員(同項に規定する職員に相当するものに限る。)としての引き続いた在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第七条 施行日の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた機構の職員で、施行日に内閣共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第一百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第三条第一項の規定により内閣(環境省を含む。)に属する職員並びに独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人国立環境研究所の職員をもつて組織された

国家公務員共済組合をいう。以下同じ。の組合員となつた者（原子力規制委員会職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間（機構の職員であつた間に限る。）内閣共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

「第六項」に、「機構」を「原子力規制委員会」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項の規定により通知を受けた」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四十三条の三の十五第二項を削る。

第四十三条の三の十六第四項中「機構」を「原子力規制委員会」に改め、同条第六項中「から第七項までの規定は」を「及び第六項の規定は」に、「から第七項までの規定中」を「及び第六項中」に改める。

第四十三条の九第三項を削る。

第四十三条の十一第三項を削る。

第四十六条の二の三第三項を削る。

第五十一条の六第三項及び第四項を削る。

第五十二条の八第三項を削る。

第五十三条の十第三項を削る。

第五十四条の二の三第三項を削る。

第五十五条の六第三項及び第四項を削る。

第五十六条の二の三第一項若しくは第四項、第五十七条の二第一項若しくは第四項、第五十八条の二第一項若しくは第四項、第五十九条第三項中「第六十一条の二十六第一項において「承認容器」という。」を削る。

第六十一条の二第四項及び第五項を削る。

第六十一条の七中「第六十八条第十六項から第十九項まで」を「第六十八条第十一項から第十四項まで」に、「第三項及び第六項」を「及び第三項」に改める。

第六十一条の二十三の二第二号中「第六十八条第十六項若しくは第十七項」を「第六十八条规定の三を削る。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除

第六十六条を削り、第六十六条の二を第六十条とする。

第六十七条第四項を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六項を同条第五項とする。

第六十七条の二第二項を次のように改める。

2 原子力施設検査官は、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第十六条の五第一項、第二十八条第一項、第二十九

条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十五、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項、第四十六条第一

項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十九条第三項中「第六十一条の二十六第一項において「承認容器」という。」を削る。

第五十二条の八第三項を削る。

第五十三条の十第三項を削る。

第五十四条の二の三第三項を削る。

第五十五条の六第三項及び第四項を削る。

第五十六条の二の三第一項若しくは第四項、第五十七条の二第一項若しくは第四項、第五十八条の二第一項若しくは第四

項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十二条の八第三項を削る。

第五十三条の三第一項若しくは第六

項、第五十五条の三第一項若しくは第六

項、第五十六条の三第一項若しくは第六

項、第五十七条の三第一項若しくは第六

項、第五十八条の三第一項若しくは第六

項、第五十九条第三項中「第六十一条の二十六第一項において「承認容器」という。」を削る。

第六十一条の二第四項及び第五項を削る。

第六十一条の七中「第六十八条第十六項から第十九項まで」を「第六十八条第十一項から第十四項まで」に、「第三項及び第六項」を「及び第三項」に改める。

第六十一条の二十三の二第二号中「第六十八条第十六項若しくは第十七項」を「第六十八条规定の三を削る。

第六十五条を次のように改める。

第七項とし、同条第十三項を同条第八項とし、同条第十四項中「第十九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を同条第十一項とし、同条第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「第十六項」を「第十一項」に、「き損してはならない」を「毀損してはならない」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十八条の二を削り、第六十八条の三を第六十八条の二とする。

第七十条第一項中「又は機構が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為」、「指定保険措置検査等実施機関が行う処分については」及び「機構が行う処分又はその不作為については次の各号に掲げる検査又は確認の区分に応じ当該各号に定める大臣又は委員会に」を削り、同項各号を削る。

第七十一条第四項中「第六十八条第七項及び第十二項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め、同条第六項中「若しくはを「又は」に改め、「又は機構」を削る。

第七十二条第四項中「第六十八条第六項及び第七項」を「第六十八条第七項及び第十二項」に改め、「又は」を削る。

第七十三条第一項第四号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第

二号中「第十三項」を「第八項」に改め、同条第

二号中「第六十八条第十四項」を「第六十八条第六項」を「除く。」を削る。

第七十四条第一項第一号中「第六十八条第十五項」に改め、同条第

二号中「第十三項」を「第八項」に改め、同条第

二号中「第六十八条第十四項」を「第六十八条第六項」を「除く。」を削る。

第七十五条第一項第四号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第七十六条第一項第四号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第七十七条第一項第四号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第七十八条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第七十九条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十一条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十二条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十三条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

三項中「機構が行う検査又は確認に係るもの」を除く。」を削る。

第七十六条中「の規定(機構が行う検査又は確認に係るもの)を除く。」を削る。

第七十七条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十四号の二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十八号中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条第三十一号中「第六十六条第二項」に改め、「第六十六条第三項」を「第六十八条の二」に改め、「第六十八条の三」を「第六十八条の二」に改め。

第七十八条第八号中「第四十三條の三の十五第一項」を「第四十三條の三の十五第一項」に改め、同条第二十四号の二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十八号中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条第二項」に改め、「第六十六条第三項」を「第六十八条の二」に改め、「第六十八条の三」を「第六十八条の二」に改め。

第七十九条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十一条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十二条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十三条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十四条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十五条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十六条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十七条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十八条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第八十九条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十一条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十二条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十三条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十四条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十五条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十六条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十七条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十八条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

第九十九条第一項第一号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め。

官 報 (号 外)

第一百三十二条第一項中「食糧管理勘定及び」を削り、「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改めること。

第一百三十三条中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第一百三十四条を次のように改める。

(積立金)

第一百三十四条 農業共済再保険勘定、漁船再保險勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保險金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

四 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

3

第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるためには、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

第一百三十五条中「第三号に」を「第二号に」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第三号を削る。

第一百三十六条の見出しを「(証券等)」に改め、同条第一項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改め、同条に次の二項を加える。

3 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保險金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保險金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

四 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共游保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第一百三十八条から第一百四十九条まで 削除

第二章第十二節及び第十三節を次のように改める。

第十二節及び第十三節 削除

3

業等の再保険料等をもつて当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保險料をもつて当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもつて当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

四 砂防法(明治三十一年法律第二十九号)第十四条第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を含む。)、第十六条若しくは第十七条、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十条第一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十条第一項若しくは第二項、港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第四十三条の五第一項、同法第十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項、第八号)第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項、若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五条、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

4

第一百九十二条第二項中「同条」を「同条第一項」に改める。

第一百九十七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二章第十六節を次のように改める。

第十六節 削除

第一百九十八条から第二百九条まで 削除

第二百二十四条第一号ホを次のように改める。

水 砂防法(明治三十一年法律第二十九号)第

十四条第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を含む。)、第十六条若しくは第十七条、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十条第一項、漁

港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十条第一項若しくは第二

項、港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第四十三条の五第一項、同法第

十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項、第八号)第四十三条の五第一項、同法第四

十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項、若しくは第四十三条の四第一項、同法第

四十三条の十において準用する企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八六年法律第七十三号)第三条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発のため

にする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項、公共土

木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五条、森林

法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十一条第五項、第四十九条、第五十条第一項、第二項若しくは第四項、第五十一条第一項若しくは第二项、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項、第六十一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三条、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十二条第一項、第二十条第二项若しくは第二十二条第一項、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八条第一項から第三項まで、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第十四号)第三条、特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第一条第一項、第二十二条第一項若しくは第二十二条第一項、河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)第五十九条、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しく

は第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第十四条第一項、害防止事業費に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第七条第一項(同法第八条第三項において準用する場合を含む)、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三项、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百八十二号)第二十二条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十四条第二項、東日本大震災による被災を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第五条第一項、東日本大震災復興特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第九条第四項、第十四条第一項、第十二条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しく

は第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第十四条第一項、害防止事業費に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第七条第一項(同法第八条第三項において準用する場合を含む)、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三项、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百八十二号)第二十二条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十四条第二項、東日本大震災による被災を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第五条第一項、東日本大震災復興特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第九条第四項、第十四条第一項、第十二条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しく

は第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第十四条第一項、害防止事業費に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第七条第一項(同法第八条第三項において準用する場合を含む)、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三项、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第一百八十二号)第二十二条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十四条第二項、東日本大震災による被災を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第五条第一項、東日本大震災復興特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第九条第四項、第十四条第一項、第十二条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しく

(自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

二百五十九条の四 自動車安全特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、自動車安全特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

二 前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所屬替をする場合

二 前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所屬替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなつたもののその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計に所管換又は所屬替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、自動

車安全特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させること。

四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属するとき。

要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところによる国有財産を、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計において使用させること。

五 空港整備勘定に所属する株式で自動車安全特別会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

3 自動車安全特別会計と一般会計との間ににおいて、第一項の規定により所管換又は所屬替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第二百五十九条の五 当分の間、第六条の規定にかかるわらず、毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額

(当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額(以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」という。)が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額(第一号において「航空機燃料税の収入額の決算額」という。)を超える場合は、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額)に相当する金額を、予算で定めるところ

れるものとする。

一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額

二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2 当分の間、附則第二百五十九条の三第五項の規定によるほか、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機(短い離着陸距離で発着することができる政令で定める特別の性能を有するものに限る。)の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備勘定の歳出とする。

3 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措

会資本整備特別措置法」という。)第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条」とある

のは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号中「本附屬諸費」とあるのは「本附則第二百五十九条の五第四項か

ら第六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金」と、附則第二百五十九条の三第七項中「費用」とあるのは「費用(社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当

する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに一般会計に繰り入れるものとする。
6 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年以内に、当該繰入金に相当する金額(第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を、予算で定める金額)に達するまでの金額を、予算で定めたところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
7 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。
8 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入

れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る)を超過する場合は、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
(空港整備勘定の廃止に伴う経過措置)
第二百五十九条の六 空港整備勘定の借入金償還完了年度の収入及び支出並びに借入金償還完了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前との例による。この場合において、空港整備勘定の借入金償還完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「新交付税特別会計」という)の歳入に繰り入れるものとする。
第十条及び第十一条 削除
第十二条の前に見出しとして「(廃止した命令に関する経過措置)」を付する。
第十四条中「前四条」を「前二条」に、「除く外」を「除くほか」に改める。
2 空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額(うち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による)を「除くほか」に改める。
3 空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額(うち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる。
4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新交付税特別交付金勘定に所属する権利義務は、新交付税特別会計に帰属するものとする。
5 前二条の規定は、空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額(うち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる)を「除くほか」に改める。

還完了年度の末日の翌日以後は、適用しない。
(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正)
第二条 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第十条の前の見出しを削り、同条及び第十一条を次のように改める。
第十一条 削除
第十二条の前に見出しとして「(廃止した命令に関する経過措置)」を付する。
第三条 経済基盤強化のための資金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)は、廃止する。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。
4 前項の規定により新特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新交付税特別交付金勘定に所属する権利義務は、新交付税特別会計の歳入及び歳出とする。
5 前二条の規定は、空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額(うち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる)を「除くほか」に改める。

る法律(以下「旧特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付税の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前との例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「新交付税特別会計」という)の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「新交付税特別会計」という)の歳入に繰り入れるものとする。
第二条 この法律による改正前の特別会計に関する規定は、空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額(うち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる)を「除くほか」に改める。
第三条 旧特別会計法に基づく国債整理基金特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同

年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(財政投融資特別会計に関する経過措置)

第四条 旧特別会計法に基づく財政投融資特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止等に伴う経過措置)

第五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計(次項において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 旧外国為替資金特別会計の平成二十五年度の

出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条の規定により、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れられたものとみなす。

(エネルギー対策特別会計に関する経過措置)

第六条 旧特別会計法に基づくエネルギー対策特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(年金特別会計の福祉年金勘定の廃止に伴う経過措置)

第七条 旧特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「旧年金特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以

前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「新年金特別会計」という。)の国民年金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十一条第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新年金特別会計の国民年金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧年金特別会計の福祉年金勘定に所属する権利義務は、新年金特別会計の国民年金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新年金特別会計の国民年金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(食料安定供給特別会計に関する経過措置)

第五条 旧特別会計法に基づく食料安定供給特別会計(以下この条において「旧食料安定供給特別会計」という。)の農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は麦管理勘定若しくは業務勘定の歳入に

繰り入れるものとする。

2 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、それぞれ繰り越しして使用することができる。

3 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の末日において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する調整資金は、新特別会計法第百三十二条第二項の規定により、新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に所属する調整資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、旧食料安定供給特別会計に、旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、旧食料安定供給特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

5 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(農業共済再保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第六条 旧特別会計法に基づく農業共済再保険特別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 旧農業共済再保険特別会計の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該

金額のうち、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に

係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳入に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

3 旧農業共済再保険特別会計の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使

用することができる。

4 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会

会計(以下この条において「旧食料安定供給特別会計」という。)の農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務

勘定及び調整勘定の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

5 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属するものとす

る。

6 旧食料安定供給特別会計の調整勘定の平成二十

六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるとき

は、政令で定めるところにより、一般会計又は新食

料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧

管理勘定若しくは業務勘定に帰属するものとす

官報	(号外)
	<p>前年の年度の決算に関しては、なお従前の例による。</p> <p>(財政投融資特別会計に関する経過措置)</p> <p>第四条 旧特別会計法に基づく財政投融資特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。</p> <p>(外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止等に伴う経過措置)</p> <p>第五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計(次項において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。</p> <p>2 旧外国為替資金特別会計の平成二十五年度の</p>
	<p>出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条の規定により、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外</p>
	<p>國の年金勘定の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「新年金特別会計」という。)の国民年金勘定の歳入に繰り入れるものとする。</p> <p>2 旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十五</p>
	<p>年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十一条第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新年金特別会計の国民年金勘定に繰り越して使用することができる。</p> <p>3 この法律の施行の際、旧年金特別会計の福祉年金勘定に所属する権利義務は、新年金特別会計の国民年金勘定に帰属するものとする。</p> <p>4 前項の規定により新年金特別会計の国民年金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。</p> <p>(食料安定供給特別会計に関する経過措置)</p> <p>第五条 旧特別会計法に基づく食料安定供給特別会計(以下この条において「旧食料安定供給特別会計」という。)の農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は麦管理勘定若しくは業務勘定の歳入に</p>
	<p>繰り入れるものとする。</p> <p>2 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、それぞれ繰り越しして使用することができる。</p> <p>3 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の末日において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する調整資金は、新特別会計法第百三十二条第二項の規定により、新食料安定供給特別会計の調整資金として組み入れられたものとみなす。</p> <p>4 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、旧食料安定供給特別会計に、旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、旧食料安定供給特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。</p> <p>5 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。</p> <p>(農業共済再保険特別会計の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第六条 旧特別会計法に基づく農業共済再保険特別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。</p> <p>2 旧農業共済再保険特別会計の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該</p>
	<p>金額のうち、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に</p>
	<p>係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳入に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。</p> <p>3 旧農業共済再保険特別会計の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使</p>
	<p>用することができる。</p> <p>4 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。</p> <p>5 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、政令で定めるところにより、一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。</p>

の再保険金支払基金勘定に属する現金及び旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する積立金は、新特別会計法第百三十四条第一項の規定により、新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

この法律の施行の際、旧農業共済再保険特別会計に所属する権利義務は、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に、それぞれ帰属するものとする。

前項の規定により新食料安定供給特別会計の農業共済再保險勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧特別会計法に基づく漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（以下この条において「旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」という。）の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定に係るもののは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入とする。

前項の規定により新食料安定供給特別会計の漁船再保險勘定、漁業共済保險勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(貿易再保險特別会計に関する経過措置)

第十一条 旧特別会計法に基づく貿易再保險特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第十二条 旧特別会計法に基づく社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う新設特別会計の設置
業特別会計(以下この条において「旧社会資本整備事業特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関するは、なお前述の例による。この場合において、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、空港整備事業等(新特別会計法附則第二百五十九

条の三第三項に規定する空港整備事業等をいう。以下この条において同じ。)に係るものは新特別会計法に基づく自動車安全特別会計(以下のこの条において「新自動車安全特別会計」という。)の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定に係るもの(空港整備事業等に係るもの)を除く。)で復興事業新特別会計法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。(下この条において同じ。)に係るものは新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計(以下「新東日本大震災復興特別会計」という。)に、その他ものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

は、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るもの）を除く）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計の歳入及び歳出とする。

5 平成二十五年度の末日において、旧特別会計法附則第五十条の二第一項の規定により国債整理基金特別会計から旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の金額の合計額と、同条第二項の規定により旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金の金額の合計額がある場合には、後日、当該差額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（自動車安全特別会計に関する経過措置）

第十三条 旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前例による。

（東日本大震災復興特別会計に関する経過措置）

第十四条 旧特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法規の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 平成二十五年度の一般会計の歳入歳出決算に添付して国会に提出すべき第二条の規定による改正前のボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（次項において「旧法」という。）

第十一条第二項に規定する計算書については、なお従前の例による。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れにに関する法律の一部改正）

第十七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「農業共済再保険特別会計」、「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」及び「社会資本整備事業特別会計」を削る。

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第一百九十一号）第九条

二 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第四条

三 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）第六条第一項及び第二項

四 昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律（昭和六十年法律第八十四号）第二条第四項及び第五項

定による歳入の整理金額との合計額を上回る金額を控除して、なお残余があるときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（農業災害補償法の一部改正）

第十六条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第一百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項、第十三条第二項及び第三項並びに第百五十条の三第三項中「農業共済再保險特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

（道路法施行法の一部改正）

第二十条 道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第一百九十一号）第九条

二 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第四条

三 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）第六条第一項及び第二項

四 昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律（昭和六十年法律第八十四号）第二条第四項及び第五項

十八号）第百三十九条第四項、第百四十条第二項、第百四十二条第二項及び第百四十三条

二項、第百四十二条第二項及び第百四十三条第一項、第百四十二条第二項及び第百四十三条

一 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二

確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第六十一号)第二条第四項及び第五項	貸付けに係る借入金は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第一二三号)附則第二百五項の三第一項に規定する借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。
六 昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第五十一号)第二条第四項及び第五項	(海岸法の一部改正)
七 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十三年法律第五十二号)第二条第四項及び第五項	第二十三条 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。 附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。
八 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成元年法律第四十二号)第二条第四項及び第五項	第二十五条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。 附則第十六条第二項中「ものを含む」の下に「。以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という」を、「加えた額」の下に「次項第一号及び」を加え、「第一百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めると認め、同項を附則第五項とする。
九 東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第七十一条	附則第六項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)。次項において「社会資本整備特別措置法」という。」に改め、同項を附則第五項とする。
十 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第一百一号)第四条第二項	附則第九項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第八項とする。
(空港法の一部改正)	附則第十項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第九項とする。
第二十二条 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。	附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。
第二十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。	附則第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。
附則に次の二条を加える。	附則第十三項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に、「附則第八項及び第九項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。
(第二十九条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金の帰属)	附則第十六条に次の二条を加える。 「附則第五項及び第六項」に、「附則第八項及び第九項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。
第八条 第二十九条第一項の規定による資金の	3 每年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額を限度とする。に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。 イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額 ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額による返還金に相当する額 ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額 イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る余裕金の運用により生じた利息に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額 ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金の見込額 ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額 イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額 ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月	前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額(以下この表において「交付金見込額」という。)を限度とする。)を基礎として政令で定める額
三月	当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。)を基礎として政令で定める額
(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)	当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とあるのは「三月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等」と、「掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。
第二十六条 平成二十六年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「限度とする。」と、「二月」とあるのは「三月」と、同法附則第十八条第一項の表九月の項中「二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等	第二十七条 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の利率は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。この場合において、同条

(農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保險金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正) る。

第二十九条 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共

漁業特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和五十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正)

第二十八条 農業共済再保險特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入

金等に関する法律(昭和五十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会

計の農業共済再保険勘定」に、「場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十

三号) 第百四十五条第一項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の

規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を空余にて、なら残余が

へ繰り入れるべき金額を控除して、なれど残余があるときは、それぞれ」を「場合には、「に改め

卷之三

(所得税法等の一部を改正する法律の一
部改正)第三十九条 所得税法等の一部を改正する法律
(平成二十一年法律第十三号)の一部を次のように
に改正する。附則第一百条第一項中「交付税及び譲与税配
付金勘定」を削る。(農地法等の一部を改正する法律の一
部改正)第四十条 農地法等の一部を改正する法律(平成
二十一年法律第五十七号)の一部を次のように
改正する。附則第三十九条を次のように改める。
第三十九条 削除
(国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負
担金の廃止等のための関係法律の整備に関する
法律の一
部改正)第四十一条 国の直轄事業に係る都道府県等の維
持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備
に関する法律(平成二十一年法律第二十号)の一
部を次のように改正する。
附則第二条第一号二を削る。(農業経営に関する金融上の措置の改善のため
の農業改良資金助成法等の一部を改正する法律
の一部改正)第四十二条 農業経営に関する金融上の措置の改
善のための農業改良資金助成法等の一部を改正
する法律(平成二十一年法律第二十三号)の一部
を次のように改正する。
附則第八条を次のように改める。第八条 削除
附則第十四条中「及び第八条」を削る。

九条第四項及び第五項に改め、同条第二項中

「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船
普通保険勘定」を「食料安定供給特別会計の漁船
再保険勘定」に、「第一百七十八条第一項」を「第百
三年法律第九号」の一部を次のように改正す
る。附則第三条第九項を削る。
第三十五条 削除
(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ
効率的な設置及び管理に関する法律の一
部改正)第四十四条 國際通貨基金及び國際復興開発銀行
への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改
正する法律(平成二十三年法律第十号)の一部を
次のように改正する。附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削
る。
(東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一
部改正)第四十五条 東日本大震災に対処するための特別
の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三
年法律第四十号)の一部を次のように改正す
る。(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生
年金保険法等の一部を改正する法律の一
部改正)第四十七条 被用者年金制度の一元化等を図るた
めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次によ
うに改正する。

附則第八条のうち、特別会計に関する法律

保険勘定への繰入れの特例)に改め、同条第一

項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を
「食料安定供給特別会計」に、「漁船普通保険勘
定」を「漁船再保険勘定」に改め、「及び次条」を
削り、「第一百七十二条第二項」を「第一百二十四
条」に改め、「次条において同じ。」を削り、
第五項に改め、「次条において同じ。」を削り、第三十四条の見出しを「一般会計から食料安
定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済
保険勘定への繰入れの特例」に改め、同条第一十一条第七項第二号イ」を「第一百一条第六項第
二号イ」に改め、同法第一百二十条第二項の改正
規定中「第七号を第八号とし、第六号」を「第六
号を第七号とし、第五号」に改め、同項第七号
を同項第六号とする。

審査報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年十一月十四日

参議院議長 山崎 正昭殿
外交防衛委員長 末松 信介
要領書一、委員会の決定の理由
要領書本法律案は、外國における緊急事態に際して
防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、當
該輸送に際して同乗させることができる者の範
囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を
加えるとともに、外國の領域において当該輸送
の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに
伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護
のためやむを得ない場合に武器を使用すること
ができるようにしてること等を内容とするもので
あつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。
附帯決議政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に
留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。
一、自衛隊が既に活動を実施している地域以外の
地域において、車両により在外邦人等の輸送を
実施する場合には、当該輸送に係る情報収集や
現地当局との緊密な連携等に一層配慮し、当該

輸送を安全に実施することに遺漏なきを期すこと。

二、在外邦人の保護については、政府全体の情報収集及び危機管理に関する態勢の強化に努めるとともに、当該国にとどまらない国際的な連携の強化と在外邦人に対するきめ細かい情報の提供に万全を期すこと。

三、陸上輸送を含めた在外邦人等の輸送の実施に際しては、自衛隊による輸送にこだわることなく、政府として取り得る手段の中から状況に応じ最も適切と考えられる手段を用いて、当該邦人等の安全確保に努めること。

四、海外で活動する自衛隊の適切な武器使用の在り方については、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案(第一百八十九回国会内閣提出、本院縦統審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成二十五年十一月一日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の三第一項中「の安全」を「において予想される危険及びこれを避けるための方策」に改める。

に、「これが確保されている」を「当該輸送を安全に実施することができる」に、「又は身体の保護を要する外国人」を「若しくは身体の保護を要する外国人」に改め、「依頼された者」の下に「当該外国人との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要な措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適當であると認められる者」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両(当該輸送のために借り受けた使用するものを含む。第九十四条の五において同じ。)により行うことができる。

4 第九十四条の五中「に規定する外国」を「の規定により外国の領域」に、「若しくは船舶」を「船舶若しくは車両」に、「又はその保護」を「輸送対象者(当該自衛官の管理)に、「若しくは外国人」を「又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第一項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。」を「学生」に改める。

5 第四十八条第一項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第一項において「学生」という。)を「学生」に改める。附則第一条第三号中「第三十三条の改正規定」の下に「同法第四十八条第一項の改正規定」を加え、同条第六号を削る。

6 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

7 附則第四条を削る。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正)
2 自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち自衛隊法第三十三条の改正規定中「第三十三条中」の下に「防衛大学校の」を削り、「の教育訓練を受けている者をいう。」、防衛医科大学校の学生(同法)を「又は」に改め、「を加え、「加える」を「加え、」、「生徒」を「第九十八条第一項を除き、以下同じ。」、「生徒」に改めると改め、同改正規定の次に次のように加える。

3 第一条の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両(当該輸送のために借り受けた使用するものを含む。第九十四条の五において同じ。)により行うことができる。

4 第九十四条の五中「に規定する外国」を「の規定により外国の領域」に、「若しくは船舶」を「船舶若しくは車両」に、「又はその保護」を「輸送対象者(当該自衛官の管理)に、「若しくは外国人」を「又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第一項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。」を「学生」に改める。

5 第四十八条第一項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第一項において「学生」という。)を「学生」に改める。附則第一条第三号中「第三十三条の改正規定」の下に「同法第四十八条第一項の改正規定」を加え、同条第六号を削る。

6 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

7 附則第四条を削る。

8 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

9 附則第四条を削る。

10 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

11 附則第四条を削る。

12 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

13 附則第四条を削る。

14 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

15 附則第四条を削る。

16 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

17 附則第四条を削る。

18 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

19 附則第四条を削る。

20 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

21 附則第四条を削る。

22 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

23 附則第四条を削る。

24 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

25 附則第四条を削る。

26 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

27 附則第四条を削る。

28 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

29 附則第四条を削る。

30 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

31 附則第四条を削る。

32 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

33 附則第四条を削る。

34 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

35 附則第四条を削る。

36 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

37 附則第四条を削る。

38 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

39 附則第四条を削る。

40 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

41 附則第四条を削る。

42 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

43 附則第四条を削る。

44 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

45 附則第四条を削る。

46 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

47 附則第四条を削る。

48 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

49 附則第四条を削る。

50 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

51 附則第四条を削る。

52 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

53 附則第四条を削る。

54 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

55 附則第四条を削る。

56 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

57 附則第四条を削る。

58 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

59 附則第四条を削る。

60 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

61 附則第四条を削る。

62 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

63 附則第四条を削る。

64 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

65 附則第四条を削る。

66 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

67 附則第四条を削る。

68 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

69 附則第四条を削る。

70 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

71 附則第四条を削る。

72 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

73 附則第四条を削る。

74 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

75 附則第四条を削る。

76 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

77 附則第四条を削る。

78 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

79 附則第四条を削る。

80 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

81 附則第四条を削る。

82 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

83 附則第四条を削る。

84 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

85 附則第四条を削る。

86 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

87 附則第四条を削る。

88 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

89 附則第四条を削る。

90 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

91 附則第四条を削る。

92 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

93 附則第四条を削る。

94 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

95 附則第四条を削る。

96 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

97 附則第四条を削る。

98 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

99 附則第四条を削る。

100 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

101 附則第四条を削る。

102 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

103 附則第四条を削る。

104 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

105 附則第四条を削る。

106 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

107 附則第四条を削る。

108 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

109 附則第四条を削る。

110 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

111 附則第四条を削る。

112 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

113 附則第四条を削る。

114 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

115 附則第四条を削る。

116 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

117 附則第四条を削る。

118 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

119 附則第四条を削る。

120 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

121 附則第四条を削る。

122 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

123 附則第四条を削る。

124 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

125 附則第四条を削る。

126 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

127 附則第四条を削る。

128 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

129 附則第四条を削る。

130 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

131 附則第四条を削る。

132 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

133 附則第四条を削る。

134 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

135 附則第四条を削る。

136 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

137 附則第四条を削る。

138 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

139 附則第四条を削る。

140 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

141 附則第四条を削る。

142 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

143 附則第四条を削る。

144 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

145 附則第四条を削る。

146 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

147 附則第四条を削る。

148 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

149 附則第四条を削る。

150 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

151 附則第四条を削る。

152 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

153 附則第四条を削る。

154 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

155 附則第四条を削る。

156 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

157 附則第四条を削る。

158 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

159 附則第四条を削る。

160 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

161 附則第四条を削る。

162 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

163 附則第四条を削る。

164 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

165 附則第四条を削る。

166 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

167 附則第四条を削る。

168 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

169 附則第四条を削る。

170 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

171 附則第四条を削る。

172 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

173 附則第四条を削る。

174 附則第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

175 附則第四条を削る。

(人事院規則への委任)

第十条 この法律(前条及び次条の規定を除く。)の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定め
る。

三

第十一條 この法律(第二条第一項及び第二項並びに第七条第六項を除く。)の規定は、国家公務

本則中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

地方公務員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。
た。よつて要領書を添えて報告する。

第一条中「勤務条件」の下に「休業」を加える。
第二十六条の四第一項中「自己啓発等休業」の下に「配偶者同行休業」を加える。

独立行政法人通則法の一部改正

參議院議長　山崎 正昭殿　總務委員長　山本 香苗

百三号)の一部を次のように改正する。
第五十九条第一項に次の一号を加える。

要領書

第三章第四節の二中第二十六条の五の次に次の
一条を加える。

らの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第三十一条

第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)と、前条中「前条及び次条」あるのは「前条」と読み替えるものとする。

(施行期日) 附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)
第二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法
律第二百九十九号)の一部を次のように改正す

第二条第三項第六号

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律

第十一條の表第三条第二項第五号の項の次に次のように加える。

第十一條において準用する同法第三条第一項

号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十五日 参議院会議録第七号

地方公務員法の一部を改正する法律案

三

官 報 (号 外)

せ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 基本方針の策定に当たっては、基本理念に則り、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進しつつ、事業者との密接な連携の下にその利益

を農林漁業者をはじめ地域の関係者が十分に享受することにより、当該地域の活力向上及び持続的発展が図られるとともに、地域の農林漁業

の健全な発展に必要な優良農地等の確保が確実化され、市町村が作成する基本計画に十分に反映されるよう適切に指導すること。

二 市町村による基本計画の作成及び再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定等に当たつては、その円滑かつ確実な実施が図られるよう、

市町村に対し、必要な情報提供、助言その他の援助などきめ細かな配慮を行うこと。

を行うに当たっては、農業委員会等と十分に連携することにより、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用が確実さげ、他も農業の活性化

化につながるよう、市町村に対し、適切な助言等を行うこと。

三 再生可能エネルギー「発電設備」として利用されなくなつた場合の農地等の原状回復等が確実に行われるよう措置すること。その際、市町村に過重な負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

六条に定める協議会を活用し地域の合意形成が十分図られるよう適切に指導すること。

五 農林漁業の健全な発展に資する取組について
は、各地の事例を調査し、評価・分析を行うと

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案

平成二十五年十一月七日

參議院議長　衆議院議長　伊吹文明
山崎正昭殿

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可

能工エネルギー電気の発電の促進に関する法律案

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生

司前工務川ギリ電気の発電の促進に関する法律

(目的) 第一条 この法律は、土地、水、バイオマスその

他の再生可能エネルギー電気の発電のために活

用することができる資源が農山漁村は豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業

の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずる

ことにより、農山漁村の活性化を図ることも
また、エネルギーの供給源の多様化に資する」と

を目的とする。

（基本理念）

ギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及び
気の発電の促進は、市町村、再生可能工ネル

その組織する団体その他の地域の関係者の相互

平成二十五年十一月十五日 参議院会議録第七号
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能工不ルギー電気の発電の促進に関する法律案

「設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)及び開発して農地又は採草放牧地(以下「農用地」という。)とすることが適当な土地

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(農用地及び次号に規定する林地を除く。)

三 木竹の集団的な生育に供される土地(主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下この号及び次項において「林地」という。)及び林地とすることが適当な土地

四 再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める施設(以下「農林漁業関連施設」という。)の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地で農山漁村にあるもの(前二号に掲げる土地を除く。)

五 前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地をいい、「漁港」とは、漁港漁場整備法(昭

4 この法律において「農林地」とは、農用地及び林地をいい、「漁港」とは、漁港漁場整備法(昭

和二十五年法律第二百三十七号)第二条に規定する漁港をいう。

(基本方針)

第四条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

二 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

三 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

五 前各号に掲げる事項のほか、次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的事項

六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

3 基本方針は、地球温暖化の防止を図るために策に関する国の方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。

二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

五 前各号に掲げる事項のほか、次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的事項

六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

5 第二項第二号に掲げる区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがある場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等の促進事業(再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転等)を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。)に関する次に掲げる事項を定めることができる。

5 基本計画においては、前項に規定する事項及び支払の方法

三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

- ないものとして農林水産省令で定める基準に従い、定めるものとする。
- 6 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域内に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。
- 7 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた基本計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。
- 8 市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該協議会における協議をしなければならない。
- 9 基本計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 10 市町村(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七十九号)第二十条の三第三項に規定する指定都市等に限る。)は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 11 市町村は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 12 第五項から前項までの規定は、基本計画の変

ないものとして農林水産省令で定める基準に従い、定めるものとする。

(協議会)
更について準用する。

- 6 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域内に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。
- 7 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた基本計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。
- 8 市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該協議会における協議をしなければならない。
- 9 基本計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 10 市町村(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七十九号)第二十条の三第三項に規定する指定都市等に限る。)は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 11 市町村は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 12 第五項から前項までの規定は、基本計画の変

第六条 基本計画を作成しようとする市町村は、基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 一 基本計画を作成しようとする市町村
 二 当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
 三 当該市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

- 3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 4 前三项に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。
 (設備整備計画の認定)

- 3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 一 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。
 二 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等(前項第一号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第二号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る行為が、当該市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあつては、その同意を得なければならない。

- 4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあつては、その同意を得なければならない。
 一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該設備を行なう期間

三 設備整備計画に記載された再生可能エネル

ギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域(海岸法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第七号及び第十三条において同じ。)内において行う行為であつて同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行われなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行われなければならない場合に該当しないこと。

二 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあつては、その同意を得なければならない。

- 一 農用地以外のものにし、又は農用地を

農用地

以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一

項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬものの(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に限る)農林水産大臣

域内の森林(森林法第二条第一項に規定する
森林をいう。)を除く。第十一条第一項において
「対象民有林」という。)において行う行為で
あつて、森林法第十一条の二第一項の許可を受け
なければならないもの 都道府県知事

五 保安林において行う行為であつて、森林法
第三十四条第一項又は第二項の許可を受けな

十 温泉法(昭和二十三年法律第百一十五号)第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならぬ行為 都道府県知事
農林水産大臣又は都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備

おいて、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 第四項第四号に掲げる行為 森林法第十一条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

は公共空地において行う行為であつて、漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第二項の規定により同条第一項の同意をうながすとする。

第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。

一 集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興)

て、海岸法第七条第一項又は第八条第一項の

二 農用地を農用地以外のものにするため当該 しないこと

注第三十九条第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当する

号)第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第十条において同じ。)の区域内にある草地(同法第二条第三項に規定する草地をいう。第十条において同じ。)において行う行為であつて、同法第九条の規定による届出をしなければならないもの 都道府

者（同法第一条第三項に規定する海岸管理者）をいう。第八項において同じ。）

的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 第四項第十号に掲げる行為 温泉法第四条
第一項（同法第十一條第二項又は第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第三条第一項又は第十一條第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域森

同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣

備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等

係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー

林計画の対象となつてゐる同項に規定する民有林(保安林(同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区

九　国定公園(自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第十四条において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならぬもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの　都道府県知事

の整備に係る行為が、同条第四項の規定により、同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

電気設備等の整備に係る行為が、海岸法第七条第二項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第一項又は第八条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9

都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、

る土地に二ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。) 農林水産大臣

— 第四項第十号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響

を及ぼすおそれがある場合に限る。) 環境大臣

環境大臣は、前項第二号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聽かなければならぬ。

11 を職かなければならぬ
都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係
る設備整備計画についての協議があつた場合に

おいて、第四項の同意をしようとするときは、

一 第四項第一号に掲げる行為 都道府県農業
ればならない。

二 第四項第四号に掲げる行為
審議会

三 第四項第十号に掲げる行為 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条

の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

第八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定

平成二十五年十一月十五日 参議院会議録第十七

す。
地法第五条第一項の許可があつたものとみな

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて集約酪農地域の区域内にある草地において

て再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の

い。 振興に関する法律第十九条の規定は、適用しない。

第十一條 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて対象民有林において再生可能エネルギー

発電設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可並つこゝろこゝる。

場合には、当該許可があつたものとみなす
認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて
保安林において再生可能エネルギー発電設備等

を整備するため森林法第三十四条第一項又は第
二項の許可を受けなければならない行為を行う

場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(漁港漁場整備法の特例)

て再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受

(海岸法の特例)
けなければならない行為を行う場合には、
許可があつたものとみなす。
当該

第十三条 認定設備整備者が認定設備整備計画に

ネルギー電気の発電の促進に関する法律案

<p>いて農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)</p> <p>二 第七条第四項第五号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。)にあっては、同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)</p> <p>三 第七条第九項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
---	--

別表第一に次のように加える。	
第三条 地方自治法の一部を次のように改正す る。	第三条 地方自治法の一部を次のように改正す る。
第五条 農地法の一部を次のように改正する。	第五条 農地法の一部を次のように改正する。
第六条第一項第一号中「平成五年法律第七十 二号」及び「(平成五年法律第七十二号)」に 改め、「(平成十九年法律第四十八号)」の下に 「及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再 生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法 律(平成二十五年法律第 号)」を加える。	第六条第一項第一号中「平成五年法律第七十 二号」及び「(平成五年法律第七十二号)」に 改め、「(平成十九年法律第四十八号)」の下に 「及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再 生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法 律(平成二十五年法律第 号)」を加える。
(農地法の一部改正)	(農地法の一部改正)

<p>九の一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に 関する法律(平成二十五年法律第 号)</p> <p>九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に 関する法律(平成二十五年法律第 号)</p> <p>九の三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に 関する法律(平成二十五年法律第 号)</p>	<p>国会職員の配偶者同行休業に関する法律案 右の本院提出案をここに送付する。</p> <p>平成二十五年十一月八日</p> <p>衆議院議長 伊吹 文明</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>国会職員の配偶者同行休業に関する法律案 右の本院提出案をここに送付する。</p> <p>平成二十五年十一月八日</p> <p>衆議院議長 伊吹 文明</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>国会職員の配偶者同行休業に関する法律案 右の本院提出案をここに送付する。</p> <p>平成二十五年十一月八日</p> <p>衆議院議長 伊吹 文明</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p>
<p>審査報告書</p> <p>国会職員の配偶者同行休業に関する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。</p> <p>平成二十五年十一月十五日</p> <p>議院運営委員長 岩城 光英</p>	<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、一般職の国家公務員と同様に、 とを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を 促進するため、国会職員について配偶者同行休 業の制度を設けようとするものであり、妥当な 措置と認める。</p> <p>一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「国会職員」とは、国会 職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に 規定する国会職員(各議院事務局の事務総長、 議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及 び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長</p>	<p>(農業委員会等に関する法律の一部改正)</p> <p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、一般職の国家公務員と同様に、 とを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を 促進するため、国会職員について配偶者同行休 業の制度を設けようとするものであり、妥当な 措置と認める。</p> <p>一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。</p>
<p>二 第七条第四項第五号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「国会職員」とは、国会 職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に 規定する国会職員(各議院事務局の事務総長、 議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及 び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長</p>

官 報 (号 外)

関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

J

この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第号)の施行の日から施行する。

規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。
「して^ている職員」の下に「配偶者同行休業をして^ている職員」を加える。

この規程は、国会職員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第号)の施行の日から施行する。

参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院法制局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。

「してゐる職員」の下に「配偶者同行休業をし
てゐる職員」を加える。

この規程は、国会職員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第号)の施行の日から施行する。

附
則

る法律(平成二十五年法律第号)の施行の日から施行する。

平成二十五年十一月十五日 参議院会議録第七号 投票者氏名

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成二十五年十一月十五日

參議院會議錄第七号

投票者氏名

反对者氏名

名

官 報 (号 外)

秋野	公造君	石川	博崇君
河野	義博君	杉	久武君
谷合	正明君	浜田	昌良君
新妻	秀規君	矢倉	克夫君
横山	信一君	山本	香苗君
井上	義行君	小野	次郎君
中西	健治君	柴田	巧君
真山	勇一君	松田	公太君
渡辺	美知太郎君	山田	太郎君
市田	忠義君	吉良	よし子君
小池	晃君	大門	実紀史君
仁比	聰平君	藤巻	みちよ君
東	徹君	渡辺	美知太郎君
儀間	光男君	市田	忠義君
中野	正志君	山田	太郎君
藤巻	健史君	吉良	よし子君
福島	みずほ君	小池	晃君

荒木	清寛君	吉田	忠智君
魚住	裕一郎君	浜田	和幸君
佐々木	さやか君	西田	実仁君
竹谷	とし子君	長沢	広明君
平木	大作君	西田	廣明君
山口	那津男君	浜田	和幸君
山本	博司君	主濱	了君
若松	謙維君	輿石	東君
江口	克彦君	吉田	忠智君
川田	龍平君	平野	達男君
寺田	典城君	谷	亮子君
藤巻	成文君	山本	太郎君
松沢	幸夫君	○名	
水野	賢一君		
井上	哲士君		
和田	政宗君		
山口	和之君		
紙	智子君		
倉林	明子君		
田村	智子君		
辰巳	孝太郎君		
山下	芳生君		
清水	貴之君		
片山	虎之助君		
室井	邦彦君		
又市	征治君		

平成二十五年十一月十五日

參議院會議錄第七号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十五年十一月十五日 参議院会議録第七号

第明治
三十五年
郵便物認可日

発行所
二東京一〇五番地 四都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二二〇円)